

米中関係等の緊迫化と諸規制のビジネスリスクに関する留意点

2020年9月2日

CISTEC 事務局

- 【留意点 1】米国の対中強硬姿勢は、政府、議会を問わないこと。
- 【留意点 2】この 5~6 年で激変した中国のビジネス環境と新たなリスク
- 【留意点 3】軍民融合への警戒の必要性
- 【留意点 4】人権問題の波及への留意の必要性
- 【留意点 5】Entity List 掲載増加／直接製品規制拡大の直接間接の影響／DPL、SDN 掲載の影響
- 【留意点 6】「中国軍に所有又は管理されている」中国企業リストの扱い
- 【留意点 7】国防権限法 2019 による政府調達規制（第二段階）の影響の重大性
- 【留意点 8】経済活動の大前提が崩れる可能性 1—香港での貿易、金融両面の影響
- 【留意点 9】外国金融機関への米国二次制裁による影響—香港+北朝鮮
- 【留意点 10】米中双方からの踏み絵／股裂きに直面する可能性
- 【留意点 11】中国のエコノミック・ステイトクラフトの影響
- 【留意点 12】経済活動の大前提が崩れる可能性 2—台湾、尖閣、南シナ海
- 【留意点 13】大学・研究機関における影響、日本での検討の動き
- 【留意点 14】欧州、豪州、カナダ、インド等での中国との緊張の動き
- 【留意点 15】対中賠償請求の動き

【米国の対中強硬姿勢は、政府、議会を問わないこと】

【留意点 1】「米国の対中強硬政策は、トランプ政権のタカ派主導によるもの」との見方は全くの間違いであること。逆に議会在超党派で、トランプ大統領の取引的姿勢を強く牽制し主導している構図であること。

(1) 対中強硬姿勢は、次の段階を経て強硬度が更に増してきている。

- ① 第一段階：国交樹立、WTO 加入以来の期待に反した、国家資本主義の維持による自由貿易ルールへのフリーライド・片務性（貿易・投資面）、知財の窃取、大規模サイバー攻撃、共産党の統一戦線工作等への怒り等。
- ② 第二段階：軍民融合戦略への強い警戒、サプライチェーンの中国依存度の高さへの危機感、チベット・ウイグル等の人権侵害への怒り、一带一路等勢力圏拡大の動きへの警戒、南シナ海等での現状変更への反発、米ロ INF 条約の枠外で弾道ミサイル配備、軍事的優位性についての危機感等。

③ 第三段階：新型コロナ禍における感染情報「隠蔽」による被害、対中批判に猛反発する戦狼外交、エコノミック・ステイトクラフト的行動への反発、混乱下での一層の現状変更の動き、経済混乱下での M&A 活発化の動き等への危機感 等。

⇒ホワイトハウス『米国の中国に対する戦略的アプローチ』報告書（20 年 5 月）が最新の包括的スタンス。

(2) 対中強硬法案は、上下院ともすべて超党派議員が提出し、ほぼ全会一致で可決。

国防権限法 2019、国防権限法 2020、台湾旅行法、アジア再保証推進法、台北法、香港人権・民主主義法、ウイグル人権法、外国企業説明責任法案（上院）、香港自治法等、中国の「核心的利益」と正面からぶつかる法案が短期間に成立している。

(3) 「中国共産党」に対する厳しい批判も議会、政府を問わない。

○もともと米議会が「中国共産党の統一戦線工作」についての報告書を公表し注目。

○ペンス副大統領の 2 回の演説、ポンペオ国務長官の演説も、議会超党派の USCC（米中経済・安全保障調査委員会）年次報告書での指摘と共通。

⇒ポンペオ長官の「習近平主席とは呼ばず、総書記と呼ぶ」との発言は、19 年 11 月の USCC 報告書で既に記載済。

(4) 大統領選で政権交代があっても、基本的な流れに変化があるとは考えにくい。

【この 5～6 年で激変した中国のビジネス環境と新たなリスク】

【留意点 2】中国のビジネス環境は、この数年で、①外商投資促進法令をオーバーライドする国家安全法制、②国家資本主義により内外市場での高い国産シェアを目指す「中国製造 2025」、③民生と軍事を一体で発展させる「軍民融合戦略」等により激変しており、かつての感覚でのビジネス展開は様々なリスクに直面する可能性があること。

(1) 「総体的国家安全観」がベース

⇒2013 年に設立された中央国家安全委員会の下で、2014 年に打ち出し

⇒政治、経済、軍事、宗教等の多分野での攻勢防御的考え方

(2) 「外商投資促進」をオーバーライドする一連の国家安全法制（2014 年～）

○反スパイ法、新・国家安全法、反テロ法

○「国家情報法」⇒国家安全部の活動をオーソライズし、全国民・組織にその活動への秘密裡での協力を義務付け。

⇒欧米豪等の 5G でのファアーウェイの参入制限、米国の TikTok 等の中国製 SNS アプリの米国内利用の禁止検討の主要理由のひとつが本法。

- サイバーセキュリティ法制、データ安全法案⇒「国家安全」のために情報開示可能に。
- 香港国家安全維持法⇒外国勢力結託罪等は、香港だけでなく中国本体にも適用し、外国人にも域外適用。
- 中国輸出管理法草案でも、「国家安全に危害」を与えた者を域外適用で責任追及するとの規定が急遽挿入。

(3) 自主ブランドによる高い国産比率を設定した「中国製造 2025」 (2015 年)

- WTO の「市場経済」の基本ルールとは相容れない国家資本主義。
- 海外からの輸入減少、国内企業優先を指向する「製造強国」目標
 - ・国産対応の程度等によって関税率の設定を変更。中国で未掌握のコア製品・技術（+その保有企業）のリストアップを行い、M&A 等による「国産化」を目指している。
 - ・外資の技術等の吸収が終われば、外資の存在意義が低下。
- 水面下の動きについての報道
 - ・政府・公的機関での外国製コンピュータの 3 年以内の国産置き換え指示
 - ・工業情報化省傘下の「安全可靠工作委員会」が作成した国産の「安可（信創）目録」から調達するよう水面下で指示する動き

(4) 軍事と民生の境界がなくなった「軍民融合戦略」 (2016 年～)：後述

【軍民融合への警戒の必要性】

【留意点 3】中国の「軍民融合戦略」についての認識がないままに中国ビジネスを展開することはリスクが大きいこと。米国の一連の対中強硬措置の背景には「軍民融合」の加速への強い警戒があることや、日本の安全保障にも直結する問題であることを十分理解する必要。

(1) 2016 年に国家戦略となった「軍民融合戦略」には次の点を明記

- ・「軍民の高度先端技術の共有と相互移転を促進し、ハイテク武器装備を建設する」
- ・「海洋・宇宙・サイバー空間等の分野での軍民融合発展の推進に力を入れ、科学技術・経済・軍事において機先を制して有利な地位を占め、将来の戦争の主導権を奪取する」

(2) 米国は、中国では軍民の境界がなくなってしまったとの認識

⇒実際、中国の軍民融合戦略は、わずか 2～3 年の間に加速度的に深化

- ・軍工企業の混合所有制改革（国有資本、集団資本、民間資本等が株式を持ち合う）
- ・民営企業の軍需産業への参入の簡略化・範囲拡大
- ・軍工資産（軍需部門）の証券化（軍需企業が公司等の組織再編や株式上場等を通じて民間資本を導入）

(3) 米国の一連の強硬措置の大きな要因が軍民融合への警戒

- ・ Entity List、Unverified List 等の輸出規制リストへの掲載／ECRA によるエマージング技術等の輸出規制／対中軍事エンドユーザー規制導入／FIRRMA による対内直接投資規制／大学での外国資金受入れ・千人計画参加の規制／中国人研究者や留学生へのビザ制限／スパイ的行為の摘発／資本市場からの中国企業の排除／中国軍が所有・管理する中国企業リスト／軍事関連研究組織・大学のリスト作成指示（国防権限法 2020）
⇒日本企業とも取引・連携がある企業、大学・研究機関が多数。従来通りの感覚での取引等はリスクあり。

(4) 外国企業への同調圧力への高まり

- ⇒半導体等、米国にとって死活的な重要性があると考えられる分野においては、特に強力。
- ・ 直接製品規制を二度にわたり拡大強化し、台湾 TSMC によるファウエイへの半導体供給や EDA（半導体回路自動設計ソフト）の利用を阻止。日本企業が米国製機器、ソフトを使ってファウエイに供給することも不可に。
- ・ 蘭 ASML の極紫外線半導体製造装置の対中輸出を阻止。
- ・ 拡大直接製品規制は、他の Entity List 掲載企業にも拡大可能な仕組み。
- ・ 取引相手が SDN リストに掲載されれば、一切取引不可能に（債権回収も含め）。

(5) 日欧等の Back Fill 的取引への警戒

中国は日本企業、大学へのアプローチを拡大しているが、以下の取引は、米国の規制・制裁対象となる可能性。

- ①Back Fill 的取引（米国規制で米国企業が取引できない中での抜け駆ける取引）
- ②米国のとの軍事バランスを危うくすると映じるものの取引。

【人権問題の波及への留意の必要性】

【留意点 4】 人権問題が、安全保障と並び米国の貿易規制、制裁の大きな要因となっており、ウイグル人権法に基づく制裁の行方、及び米欧日の企業のサプライチェーンでの「人権侵害関与企業」の関わりへの警告に対して、十分な留意が必要であること。

制裁は、SDN リスト掲載であるため、Entity List 掲載とはインパクトが全く異なる。掲載者が取引先であれ、自社であれ、取引が不可能に（債権回収も困難に）。

(1) ウイグル等の人権侵害関与企業への規制・制裁

○Entity List に掲載

- ・ 19 年 10 月、20 年 6 月と続き、多くの監視関連、各種生体認識関連企業が禁輸対象に。
⇒日本企業も含めて海外企業と多くの取引があり。スマートシティ構築関与企業も。

- ・20年7月22日に11企業掲載⇒強制労働サプライチェーン関与（ラルフローレン等の委託先、アップルへの部品供給先等も）、少数民族抑圧のための遺伝情報分析企業も。

○ウイグル人権法（6月17日施行）

- ・強制労働等の人権侵害に関与した当局の責任者や、侵害（者）を実質的に支援した者のリストアップ／グローバル・マグニツキー法に基づく制裁(SDN掲載による金融制裁)。
- ・第一弾として、7月9日に新疆公安局及び新疆ウイグル地区当局幹部4名(トップの陳全国・共産党委員会書記・共産党政治局委員を含む)を制裁し、SDNリスト掲載。
- ・制裁された者を「実質的に支援した者」等は、非米国企業・人であっても、SDNリスト掲載処分を受けることとなり(実質的な二次制裁)、刑事罰・行政罰の対象に。ビザ発行禁止・取消処分も。

(2) 米豪の報告書での米日欧企業への警告

○米国議会の超党派の行政府委員会の3月公表の報告書

- ・ウイグルを中心とした強制労働による製品が欧米等の主要企業のグローバルサプライチェーンに組み込まれているとして、企業名を列挙(中国と欧米の20社)、注意喚起。

○豪州戦略政策研究所(ASPI)の3月公表の報告書

- ・83社を列挙し(内11社は、日本の大手著名企業)、調査・是正を要請。人権団体に企業へのアプローチを推奨。

(3) 米國務省等4省が共同で、強制労働等に関わった中国企業への不関与と関与防止審査を企業に求める勧告を発表（7月1日）

- 強制労働が確認された17の産業分野として農業、食品、電子部品、繊維、アパレル等。
- ポンペオ國務長官は記者会見で、「企業経営者は、人間の尊厳への攻撃を支援することによる企業評価や、経済、法的リスクを認識すべきだ」と警告している。
- 長官は、ファーウェイを「人権侵害支援企業」と初めて明言し、取引企業に警告(7月15日)。

(4) 米国での輸入制限(差止め・没収)の開始

- 行政府委員会は、ウイグル強制労働防止法案を3月に公表し、輸入規制を規定。
- 他方で既に既に既存の「貿易円滑化・貿易執行法」=米国外で強制労働や児童労働により採掘、生産された外国品の米国への輸出を規制)を活用して差止め・没収等開始。
⇒上記の2つの報告書で示された企業の製品等で、該当するものと税関が判断した製品が米国で輸入できない事態も想定し得る。

【Entity List 掲載増加、直接製品規制拡大の直接間接の影響/DPL、SDN 掲載の影響】

【留意点5】 Entity List 掲載の増加、拡大直接製品規制によって、直接・間接に日本企業に

大きな影響が生じる可能性が大きいこと。

(1) Entity List、Unverified List 対象の拡大

- 違法輸出関与者に留まらず、軍民融合関与企業を含む（民生企業、日米の外資企業も）。
- ウイグルを中心とした人権侵害の観点からも掲載事例増加。
- 人工島・軍事拠点化寄与等の新たな理由も。
⇒掲載理由の幅が年々広がっている。
- 「企業」が中心だったものが、「大学・研究機関」も含めて指定拡大。
⇒日本企業、大学とも取引、交流ある組織が少ない。

(2) Entity List 掲載による影響

- 輸出・再輸出規制だけにとどまらない。
- 米国製が高いシェアを占める製造や研究開発等に利用されるソフトウェアの利用制限
⇒中国製造業、研究開発に大きな打撃との指摘。
※数値線形代数、アルゴリズム開発、データ解析などの機能を有するプログラミング言語である MATLAB、建築や機械設計に必要な AutoCAD、車両運動機構解析ソフトの Adams、車両シミュレーションソフトの CarSim 等。
- 拡大直接製品規制とのリンク拡大で、デミニスルール以上の大きな影響の可能性。

(3) 直接製品規制の拡大の影響

- 従来の再輸出規制の枠組みを超えるもの
⇒エレクトロニクス、コンピュータ又は通信分野の一定品目について、米国原産品 25% 超という閾値は関係なくなる。ワッセナー対象品目以外の米国独自規制品目も。
- 米国原産機器等を利用して開発・生産したもの／米国原産ソフトウェアを使って生産したものを Entity List 掲載のファーウェイグループに供給することを禁止するもの。
⇒最初の 20 年 5 月の措置ではファーウェイの専用品が対象だったが、8 月の措置では汎用品に拡大（日本企業が開発・生産するものでも、米国原産機器・ソフトウェアを使う限りは許可対象）。
- 今後ファーウェイグループ以外の Entity List 掲載者にも適用可能とされている。

⇒ファーウェイの半導体生産に大きな支障が生じ、英国が 5G からのファーウェイ排除方針決定。
⇒日本企業にとっても大きな取引相手である中国企業が、米国の制裁によって生産・販売面で大きな制約を受けることによって、そこに部品、素材を提供してきた日本企業にも直接・間接の大きな影響。

(4) DPL、SDN 掲載の影響

- 悪質・重大な EAR 違反の場合に DPL 掲載。
 - ⇒取引相手が DPL 指定されると、Entity List 掲載と同様の効果+相手が有する EAR 対象品を使って据付、保守等が禁止。経営困難となる可能性（以前の ZTE の事例）。
- SDN リスト掲載は、金融制裁+取引全面禁止（イラン・ロシア・北朝鮮制裁違反、グローバル・マグニツキー法違反の場合。ドル取引決済かどうかを問わず。非米国企業・人に対する二次制裁あり）
 - ⇒人権侵害関与による掲載可能性局面は従来より増えているが（取引先、自社自身）、在米資産凍結、ドル決済等禁止、一切の取引禁止となるため、影響甚大。
- ファーウェイについては、起訴されているイラン制裁、北朝鮮制裁違反、RICO 法違反の行方を注視する必要。

【「中国軍に所有又は管理されている」中国企業リストの扱い】

【留意点6】これまでなかったリストである「中国軍に所有又は管理されている中国企業リスト」の掲載による影響を注視する必要があること。制裁可能性も排除されない。

(1) 国防総省が、国防権限法 1999 に基づき、「中国軍に所有又は管理されている」中国企業 20 社をリスト化し、議員を通じて公表。更に 8 月に 11 社を追加指定。

- 従来からの 10 大軍需企業集団だけでなく、ファーウェイ、ハイクビジョン、鉄道、原発、通信キャリア、建設、化学、宇宙関連等、民生分野、一带一路関連の企業も追加。今後も拡大可能性大。
 - ⇒日本企業とも取引がある企業が多数。
- 別途、国防権限法 2020 により、軍事研究に関係する大学・研究機関リストを作成予定。

(2) 従来なかったリストであり、規制・制裁可能性を注視する必要。

- 「対中軍事エンドユーザー規制対象となることは確実。
- Entity List 掲載企業も多いが、拡大直接製品規制を適用する可能性は？
- IEEPA(国際緊急経済権限法)に基づく制裁が可能(SDN リスト掲載による金融制裁)。

(3) 軍需企業集団全体に制裁をかける可能性も。

- 10 大軍需企業集団はすべて掲載されている。同集団傘下企業は個別に既に Entity List に掲載されている例もあるが、最近の中国の軍民融合やハイテク兵器開発への警戒、警鐘の度合いが今までになく高まっていることからすれば、軍需企業集団全体に制裁をかける可能性も否定はできず。
- 別途、国防権限法 2020 において、軍事関連研究組織・大学のリスト作成指示もなされており、国防 7 大学や Entity List 掲載の研究所等も含めてそのリストに指定される可

能性あり。

【国防権限法 2019 による政府調達規制（第二段階）の影響の重大性】

【留意点 7】国防権限法 2019 における中国 5 社製通信・監視関連製品・サービスに関する米国政府調達禁止規定の第二段階は、各企業のサプライチェーンに多大な影響を及ぼしかねない措置であり、内容、影響を十分認識し、対応を検討する必要があること（一種の踏み絵）。

(1) 中国 5 社製通信・監視関連製品・サービスに関する米国政府調達禁止規定の第二段階の下位規則公表（7/11）

○中国 5 社製の通信・監視機器・サービスを使用している企業の（業種に拘わらず）製品・サービスの調達禁止規制は、予定通り 8 月 13 日に施行済み

(2) サプライチェーンに多大な影響

⇒部門横断的に全社的対応が必要に。

○米国法律事務所は当初より、「通信・監視機器」の範囲は広く、サーバー、パソコン、ルーター、ディスプレイ、業務用スマホ等だけでなく、通信用半導体、DRAM 等も含まれるとしている。

○例えば中国の現地法人では、通常、中国 5 社製の通信・監視関連の機器・サービスを利用していると思われるが、その場合、その現地法人の製造・販売する製品は米国政府の調達が禁止。アパレル、自動車等、業種を問わず調達禁止対象となる。

日本国内やアジアその他の地域で利用している企業の製品・サービスも同様。

○自社は使っていないが、親会社や子会社が使っている場合は、自社の製品には調達禁止は及ばないが、親子会社間の IT ネットワークが統合されている場合については対象となる可能性あり。

【経済活動の大前提が崩れる可能性①—香港での貿易、金融両面の影響】

【留意点 8】政治的対立によって、経済活動の大前提が崩れる可能性があるが、香港問題でそのようなリスクが現実のものとなりつつあること（米国制裁に従うかどうかは、究極の政治的踏み絵）。

中国による香港国家安全維持法の施行は、「一国二制度」の形骸化・瓦解により「一線を越える」重大な現状変更として世界では捉えられ、香港や中国での金融・経済活動の基本的前提が崩れつつある。

(1) 輸出管理上の優遇措置撤廃により、ハイテク製品・技術を迂回調達する窓口機能低下

(2) 香港ドル・米ドルの兌換保証の行方

- 米国株式市場で中国企業の実質的排除が進みつつあるが、投資家保護の観点だけでなく、軍民融合企業、人権侵害寄与企業の資金調達阻止の要素も大きい。
⇒香港市場での上場による香港ドルを通じた米ドル調達を全く放置するとは考えにくいところ。
- 香港ドル・米ドルの兌換保証の行方を注視する必要。
⇒香港人権・民主主義法では、香港ドル・米ドルの兌換保証の優遇措置も含めて停止できる香港政策法の修正条項あり。また、香港自治法により、制裁対象当局者らと取引がある外国金融機関に対する金融制裁条項もある（米ドル決済禁止等）。

(3) 外国金融機関の板挟み

- 外国金融機関に対する制裁は、在香港金融機関だけでなく、制裁対象者と取引ある邦銀にも適用。
- 米国の制裁に従った場合、香港国家安全維持法第 29 条で規定する「外国又は境外勢力と結託して国家の安全を脅かす罪」に問われる可能性（「第四号 香港特別行政区又は中華人民共和国に対して、制裁、封鎖又はその他の敵対的行為を行うこと」）。ペナルティは、同法に基づく罰金、懲役、拘留等のほか、営業免許取消しも。
- また、民主派運動と関係があるとされる顧客と取引がある場合、資金出所、外国との関係等の調査、取引停止の可能性も。

【外国金融機関への米国二次制裁による影響—香港+北朝鮮】

【留意点 9】一連の米国制裁には、外国金融機関への二次制裁規定があり（ドル決済禁止等）、中国の金融機関は議会から以前より問題視されているため、動向に注視が必要であること。

(1) 2017 年北朝鮮ミサイル危機時以降の対応

- 北朝鮮と中国の取引を支える中国金融機関に対する制裁に向けた議論が活発に。その後、米朝首脳会談の開催もあり、一時的に議論は下火に。
- 19 年 4 月には、北朝鮮に関係するマネロンに関して中国の中位行 3 行が米国裁判所の召喚状に応じなかったため、法廷侮辱罪に問われ、1 日当たり 5 万ドルの罰金支払いを命じられた。

(2) 2019 年末のオットー・ワームビア北朝鮮核関連制裁・執行法の成立

- 米国単独および国連安保理決議での北朝鮮制裁対象者に対して「著しい金融サービス」を提供したと判断される外国金融機関に金融制裁を義務化。

(3) 「現在の危険に関する委員会：中国（CPDC）」による対中措置の提言

※19年3月に20年ぶりに設置された、識者から成る外交組織

○SWIFT 利用停止を含めた金融制裁案が多くを占めている。

【米中双方からの踏み絵／股裂きに直面する可能性】

【留意点10】企業が米中双方からの規制面、政治面での「踏み絵」「股裂き」を余儀なくされる局面が、更に増える可能性があること。

(1) 米国からの踏み絵

- クリーンネットワーク構想への参画要請
- 中国製通信・監視関連企業製品等の政府調達禁止規定（第一、第二段階）
- ファーウェイ向け直接製品規制の拡大 ※今や台湾 TSMC に限らない。
- 「軍の支配・管理下にある中国企業リスト」「人権侵害支援企業」との取引停止圧力（Entity List、SDN リスト指定をバックにした圧力）
- Back Fill 的取引に対する Entity List 指定をバックにした圧力
- 香港自治侵害者に関する外国金融機関に対するドル決済停止をバックにした圧力

(2) 中国からの踏み絵

- 中国の政策への支持表明圧力
 - ・中国に乗り入れる世界の航空会社に対して地図上の台湾の表記を巡って圧力
 - ・香港国家安全維持法を巡り、英国 HSBC を始めとした英国の金融機関等に対して、同法への支持表明の圧力 等
 - 「信頼できない主体リスト」の作成・規制の方針
 - ・米国の Entity List による禁輸に対抗した取引禁止リスト作成方針
 - 中国輸出管理法案
 - ・Entity List 類似のリスト作成規定⇒掲載理由は「国家安全に危害」「テロリズム」
 - ・中国から見た懸念エンドユーザーへの輸出規制⇒安保上の利害は一致せず。
 - ・外国企業・人への域外適用による処罰規定が挿入⇒「国家安全に危害」とは？
 - 香港国家安全維持法第 29 条「外国又は境外勢力と結託して国家の安全を脅かす罪」
 - ・「第二号 香港特別行政区政府又は中央人民政府による法律や政策の策定や執行を著しく妨害し、深刻な結果をもたらす可能性があること」
 - ・「第四号 香港特別行政区又は中華人民共和国に対して、制裁、封鎖又はその他の敵対的行為を行うこと」。
- ⇒米国の Entity List による禁輸やその他の制裁に従うと、中国では刑事罰に？

【中国のエコノミック・ステイトクラフトの影響】

【留意点11】中国は、国家間の政治的対立において、経済的圧力を加えるエコノミック・ステイトクラフトを多用する傾向を更に強めており、産業界が直接の被害者となり窮地に立つ可能性が今後あり得ること。

(1) 中国のエコノミック・ステイトクラフト的圧力の常態化、全方位化

- 国家間の政治的緊張、対立から、相手国に威圧的な経済的圧力的措置を取るエコノミック・ステイトクラフト的行動で、関係企業に多大な影響。
- ・税関、権益、輸出入規制、渡航制限等が一般的。かつての日本に対するレアアースの輸出制限や日本人拘束、THAAD ミサイル配備した韓国、ロッセへの圧力 等等。
- ・米国へは、医薬原料、レアアースの輸出制限可能性にも言及
- ・豪州に対しては、新型コロナの感染源について独立した第三者による調査を求めたことに猛反発し、牛肉の輸入制限、大麦への追加関税、石炭との輸入制限、「人種差別と暴力」を理由とした渡航自粛勧告、豪州人拘束等
- ・英国での5G からのファーウェイ排除の動きに対して、原発や鉄道計画の凍結を示唆し、「中国を敵対的に扱えば報いを受ける」と警告。
- ・カナダは香港国家安全維持法を批判し、香港との犯罪引き渡し条約を停止したが、中国はカナダ人2人をスパイ罪で起訴したほか、拘束多数。キャノーラ（菜種）の輸入を停止。更に「頻繁な暴力行為」を理由にカナダへの渡航について警戒を呼びかけ。
- 政治的緊張関係に至れば、あらゆる規制、権限がツールになり得る。
- 経済的圧力は、中国への経済的依存度が高いほど有効となり、圧力対象となる業種、企業はリスクに直面。

(2) 圧カツールとなり得る経済的規制例

○中国輸出管理法案

- ・従来規制がなかったワッセナー品目や中国独自の品目も対象に。今まで規制の存在を意識することなく輸出できたものが、そうではなくなる。中国ビジネス上の大きな転換点。
- ・再輸出規制、みなし輸出規制、輸出先の現地検査等の扱いは依然不明ながら、実施されるとすれば、投資・貿易環境に著しい悪影響。
- ・全人代常務委の第二次草案で、外国の組織・人に対する域外適用規定を新設
- ・中国の現地法人からの輸出許可が円滑に得られなければ日本その他への輸出が滞り、サプライチェーンに大きな支障。該非判定に時間をかけようと思えばできるし、その中で企業秘密的なものの開示を求められることもあり得る。最終用途・需要者の確認のために許可を留保することもあり得るし、その懸念用途・需要者が我が国にとっては全く問題ないものである場合もあり得る。

- ・中国からの部品、素材輸入の依存度が高ければ、日本での完成品の生産に支障。

○「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」／「国家技術安全管理リスト」（未公表）

- ・外資企業が中国で研究開発を行い、それを日本その他の本社とシェアしようとした場合に、規制対象となりシェアが阻止される場合もあり得る。
- ・これまで、国家発展改革委による「国家技術安全管理リスト」を作って規制する案が示されていたが、既存の対外貿易法下の条例に基づき、「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」で国家安全の観点から規制を始めたので、今後の動向を注視する必要。

○企業版社会信用システム（2020 開始予定）

- ・規制遵守状況や、企業行動、経営者の「良い悪い」で点数化が図られ、企業活動を誘導。
- ・在中国の欧州商工会議所や米議会も問題視
⇒たとえば研究開発拠点設置を加点事項とすることによる誘導（＝欧州商工会議所の指摘）の一方で、減点事項を重ねることで、輸出資格を制限することも可能性。

【経済活動の大前提が崩れる可能性②—台湾、尖閣、南シナ海】

【留意点12】香港問題とともに台湾問題、尖閣諸島問題等も、経済活動の大前提が崩れる可能性のある大きな政治的・軍事的不安定要因であること。

(1) 台湾問題については、中国の「核心的利益」であり、政治的・軍事的に譲れない一線と位置付け。

- 台湾では国民党までが対中融和方針を見直し、1992年の「一つの中国」合意は、「中華民国」の主権尊重が前提とするものとの方針を決定した。中国が認める余地がなし。
- 米国は、国防権限法、台湾旅行法、アジア再保証法、台北法等により、高官交流、国際社会への復帰支援、ハイテク武器供与（ハイテク戦闘機、戦車、魚雷や、潜水艦技術）、合同軍事演習等を推進。
- 中国側は武力統合を示唆 ⇒時間の経過は中国に不利
 - ・習近平主席「いつまでも待つことはできず武力行使も選択肢」（19年年頭）
 - ・今年5月の中国全人代の政府活動報告で、台湾との「再統一」に関して、過去40年にわたり通例として付与していた「平和的」との文言を削除。
 - ・AI兵器、対艦弾道ミサイル、短・中距離弾道ミサイル、極超音速兵器等の威力を見せつけており、西太平洋において米国に対する強力な牽制材料。
 - ・2021～22年にかけて中国共産党結党100年／5年に一度の中国共産党大会。

(2) 南シナ海では、行政区の設置、軍事演習、防空識別圏の設定の動き

- ポンペオ国務長官は、同海域の領有権問題には関与しないこれまでの方針を翻し、中国

の主張、活動は「完全に不法」と表明。

○米国の軍事演習に対して、中国は弾道ミサイル4発で牽制。

- (3) **尖閣諸島海域**においても、海警を中央軍事委傘下に組み込み、武器を装備した軍艦仕様の船舶を投入し、ロシアとも連携して主権行使的警備行動を繰り返している。領海への侵入・長時間停泊、漁船進入排除要求など、今までにない行動が目立ってきており、既成事実を積み重ね。

【大学・研究機関における影響、日本での検討の動き】

【留意点13】大学・研究機関においても、米国の規制の影響を受ける場合もあること、米国と同様の観点から日本でも規制の検討が進みつつあることに留意する必要。

- 軍民融合戦略への理解を高め、EntityList掲載の大学・研究機関との交流の在り方は慎重に要検討

⇒共同研究は、軍民融合による中国の軍事能力の向上、次世代先端兵器開発に直結する可能性を念頭におき、慎重な検討が必要。

- 日本人研究者が、「軍事エンドユーザー」扱いを受ける可能性も

⇒新規導入された対中軍事エンドユーザー規制において、その定義は、

「『軍事エンドユース』の支援を意図した活動若しくは機能を有するあらゆる個人、企業、法人若しくは組織」

- 米国における外国政府・企業からの資金提供、兼業、専門家としての協力等の関係開示に関する検討は日本でも既に開始。

⇒「統合イノベーション戦略2020」「骨太の方針」における検討方針

- ・外国からの不当な影響排除による研究の健全性・公正性担保のための方策検討
- ・政府資金交付申請の際の外国からの資金受入れの情報開示義務
- ・留学生等の受入れ審査強化
- ・セキュリティクリアランス検討 等

【欧州、豪州、カナダ、インド等での中国との緊張の動き】

【留意点14】中国との様々な緊張は、米中両国間だけでなく、EU、豪州、カナダ、インド等、他の諸国にも拡がりつつあること。

- (1) この1~2年で顕著になったEUの対中姿勢

○EU委員会が「対中行動計画」10項目を採択（19年3月）

- ・5G など重要インフラへの中国勢の影響拡大に懸念
- ・国営企業が EU 市場に与える悪影響の排除 等
⇒米国ほど直截的・敵対的表現ではないものの、問題意識としては米国と同様のものを提示し、異例の厳しいトーンで中国を批判。

○サイバーセキュリティ強化と5Gからのファーウェイ排除の動き

- ・EU 議会は、「中国からのサイバーセキュリティ脅威とその削減に関する決議案」「サイバーセキュリティ法案」を採択（19年3月）
- ・EU 委員会は、セキュリティ対策方針の「勧告」を発出（同）
⇒中国企業の通信機器等によるバックドア等の脆弱性懸念と国家情報法による情報流出の懸念等を指摘。EU 共通の厳格な認証基準に則り対処すべき旨。
- ・5G 参入問題について「5G ネットワーク・サイバーセキュリティリスク評価報告書」を公表（19年10月）
⇒単一サプライヤーへの依存のリスク+米国による中国企業に対する制裁リスクを踏まえつつ各国が取り組むべき旨。
- ・英国は、今年1月に決定したファーウェイの部分的参入（35%以下）を認める方針を覆し、既存投資分も含めて排除を決定（ファーウェイへの不信+米国直接製品規制の影響）。他国でも不採用の動き拡大。
- ・中国からのサイバー攻撃に対して、EU が初めての制裁発動（20年8月）。

○中国からのM&Aの動きに対する緊急的投資規制

- ・コロナウイルス問題による経済的危機下で、中国の M&A 攻勢の動き（及び米国の医薬分野での買収の動き）に強い警戒感。
- ・EU 委員会が「現在の危機下で重要な欧州の資産と技術を保護するためのガイドライン」を公表。外国投資のスクリーニングを強化するよう緊急要請し、加盟国が使えるすべてのツール（黄金株を含む）を動員するよう呼びかけた（3/25）。
- ・更に、外国政府補助金による市場歪曲の是正措置案を公表した（6/17）。非 EU 政府の財政支援を受けている企業は、一定の EU 企業買収につき、事前届出・審査を義務付け。公共入札においても排除を可能に。

○中国・ロシアによる偽情報キャンペーンへの対抗

- ・欧州委員会は6月10日に、新型コロナの偽情報対策を発表し、EU や近隣国で「外国の主体、特にロシアと中国が偽情報キャンペーンに携わっている」と指摘し、「民主的な議論を損ない、社会を分極化しようとしている」と厳しく批判。

(2) 英国の対中強硬姿勢

- 香港問題に関し BNO 旅券保有者に市民権取得の道／5G でのファーウェイ排除決定
・新たに香港との犯罪人引き渡しの無期限停止決定／武器輸出禁止／等。
- 英国下院外交委員長は、EU からの強硬な離脱を掲げた「欧州調査グループ (ERG)」
に倣って「中国調査グループ (CRG)」を保守党内に立ち上げ、衣料品など幅広い分野
で中国依存を見直す動き。
- 人権侵害に対して制裁をかけるマグニツキー法が英国でも初めて発動 (7月6日)。
⇒北朝鮮、ロシアなど 49 個人・組織が資産凍結、ビザ発給停止。続いて、中国、香港
の関係組織、当局者等に対して発動されるのかどうか焦点。
⇒ラブ外相によるウイグル人権侵害への批判「吐き気を催すような甚だしい人権侵
害が行われているのは明らかだ」「我々が長いこと目撃することのなかったものを思
い出させる」「黙っていることはできない」
⇒+ 在中国の英国領事館員の拘束・拷問批判 (19 年末)。

(3) 豪州、NZ、カナダ、インド

- 豪州、カナダでは、自国民拘束や重罪判決が政治問題化。
- 犯罪人引き渡し条約の停止、5G からのファーウェイ排除、人権侵害に対するマグニツ
キー法適用の議論 等

【対中賠償請求の動き】

【留意点 15】新型コロナウイルスの感染拡大を巡る対中賠償請求の動きも、緊張の一要因になる可能性があること。

(1) 中国に対する賠償請求の動きが拡大

- 米国の上下院では、中国政府の法的責任と賠償を求める決議案
- ミズーリ州政府、ミシシッピ州政府が、中国政府、中国共産党、当局者等を相手取って
訴訟を提起しているほか、各州で大規模な集団訴訟
- 少なくとも 8 カ国が賠償を要求し、請求総額は 100 兆ドルに (中国の GDP の 7 年分
に相当)。

(2) 中国側の警戒

- 外国主権免責の原則の一方で、その例外として、「商業活動」を扱う米国外の行為や、
人身傷害および死亡に対する行為などが挙げられているとのこと。
- 中国共産党対外連絡部の元副部長の周力氏論文では、ボトムラインの一つのケースと
して想定 (「米国債が賠償金に充てられる」)。

(3) ワームビア氏の遺族による対北朝鮮損害賠償請求、差し押さえ認容の事例

- 北朝鮮による米国大学生のオットー・ワームビア氏の拘束、死亡に対して、遺族が提起した損害賠償請求をワシントンの連邦地裁が認めた例（18年12月）。その後20年5月に、米国内の銀行の北朝鮮の凍結口座の開示命令が出され、差し押さえが可能に。
- ウイグル等の人権侵害問題、臓器摘出問題にも波及しかねない潜在的可能性。

【参考資料】

以下の CISTEC ジャーナル記事は 2018 年 11 月号所収のもので、当時の状況を踏まえた留意点ですが、現在の状況下でも同様ですので、参考資料として添付します。

◎米国からの制裁・規制リスクに関する留意点（まとめ）

—米国の対中認識を踏まえた慎重な対応の必要性

〈7〉米国からの制裁・規制リスクに関する留意点（まとめ） —米国の対中認識を踏まえた慎重な対応の必要性

CISTEC 事務局

昨年12月の国家安全保障戦略の公表以降、米国は中国に対し強硬な措置を相次いで打ち出してきている。一連の措置の背景にある米国の認識、目的がいかなるものかについては、議論のあったところだが、ペンス副大統領の包括的な対中批判演説によって、その認識、目的はかなり明確となってきた。

日中首脳会談による日中関係の好転により、企業活動上の阻害要因が改善し、経済面での協力関係の進展が期待される場所であるが、他方で、米国の対中強硬姿勢の背景にある深刻な対中認識を踏まえて、米国から見てどう映じることかということも日本企業としても慎重に見極めながら対応する必要があると考えられる。

日本の安全保障輸出管理スタートの原点となった工作機械のソ連向け不正輸出事件は、日米関係において外交的、政治的に激震をもたらしたが、それは米ソ冷戦下のココム規制の下で、米国政府・議会から、軍事バランスに大きな悪影響を与えかねない同盟国日本の背信行為、利敵行為と映ったことによる。

現在の米国から見て中国は、米国の軍事的、経済的覇権と、欧米日等の基本的価値観と体制とを揺るがす脅威と映っていると考えられる中、かつての不正輸出事件の轍を踏むことは、産業界、学术界を問わず、回避することが必須である。

本ジャーナルの前号及び本号において、米中関係に関する一連の動きについての解説記事を多数収録しているが、本記事では改めて整理の意味で、米国の対中認識、措置の狙い、制裁可能性等についての留意点をまとめてみることにする。

■米国の対中強硬路線は、安全保障と基本価値観への深刻な脅威との認識に基づく

- エンゲージメント政策の失敗認識—「市場経済」「自由・公正・民主」の否定
 - ・国家安全保障戦略、USTR 報告書等に加え、ペンス演説で明確に。
 - ・「中国は米国の国益価値観と対極にある」「WTO 加盟を認めたのは失敗」。
- 選挙干渉による「政権打倒」／統一戦線工作による「浸透工作」との認識
 - ・米議会 USCC 報告書、ウィルソンレポート等での指摘を、トランプ大統領の国連演説、ペンス副大統領の演説が追認。
 - ・ペンス演説の後半部は、中国共産党統一戦線による浸透工作等への批判に費やす。
- AI 兵器革命等で米国優位の軍事バランスが大きく崩れることへの危機感

- ・ AI 兵器、次世代戦略兵器等による電子／サイバー／宇宙戦等での劣位化等への危機感。
- 貿易、経済政策の問題は、軍備拡大・対外膨張に資する「外貨、技術の流出」面からの問題
 - ・ 対米大幅黒字による外貨が軍備拡大・対外膨張の原資となり、窃取されるハイテク技術が軍備革新に直結するとの認識。

■米国の強硬姿勢は、政府・議会／与野党を問わない

- 国防権限法 2019 は、3 分の 2 以上の圧倒的多数で可決—上院は全会一致
 - ・ 対中全政府戦略を指示し、投資・輸出・通信機器規制と台湾との演習・防衛策を指示。
- 高官交流を促す台湾旅行法も圧倒的多数で可決
 - ・ 直ちに米下院議長らの訪台・総統との会見、蔡英文総統の NASA 訪問等が実現。
- 台湾への武器供与はオバマ政権末期の国家安全保障戦略からの継続した方針
 - ・ 南シナ海の軍事拠点化を睨み、武器輸出に加え米艦の台湾寄航まで提言（中国は猛反発）。
- 人権侵害、浸透工作排除は超党派によるもの
 - ・ 人権侵害、統一戦線工作に関する一連の報告書は、議会で超党派でまとめられたもの。
 - ・ ウイグル族拘束等の人権侵害及びその支援企業への制裁要請も、与野党議員から提出。
 - ・ 人権侵害者を制裁するためのマグニツキー法が既に議会で立法されており、2017 年 12 月に大統領令で北京公安幹部を制裁対象に指定。侵害の実質的支援者への二次制裁も規定。

■米国の域外規制、制裁には、圧倒的な力がある

- 二次制裁と再輸出規制が強力な「武器」—諸外国も従わざるを得ず
 - ・ 非米国企業・民にも米国規制を及ぼす二次制裁と、一定の米国製品・技術を使っている製品等の再輸出規制には、米国政府・企業との取引継続のためには従わざるを得ず。
 - ・ ZTE を破綻寸前に追い込んだのも、北朝鮮が対話路線に転換したのも、イランから続々と企業・銀行が撤退を決めているのも、すべては米国再輸出規制と二次制裁の威力が背景。
- 制裁対象は広汎で米国政府の判断次第
 - ・ 制裁対象には、「実質的に支援する行為又はそのリスクのある行為」「関連する取引」等、米国政府の判断次第で広汎なものになり得る。
- 非米国金融機関にとっては、ドル決済を止められるのは死活問題
 - ・ コルレス口座を凍結されては、国際金融業務は困難に。
 - ・ イラン制裁違反による BNP パリバへの総額 89 億ドルの罰金の事例。
 - ・ 非米国金融機関に対する二次制裁をバックに、ドル以外の通貨決済も実質困難に。
- 大統領令により議会の承認不要で迅速かつ強力な制裁が可能
 - ・ 国際緊急経済権限法 (IEEPA) により、大統領に安保・外交・経済上の脅威に対し、その権限で、金融制裁（在米資産凍結、米国銀行との取引禁止（＝ドル決済禁止）等）
- Entity List／SDN 等の掲載は、米国政府の判断次第
 - ・ Entity List は、米商務省 BIS が、米国の安全保障、外交上の利益を害する恐れがあるとの判断で、その裁量で掲載。輸出・再輸出規制で実質輸出禁止も可能。
 - ・ SDN は、米財務省 OFAC による金融制裁（資産凍結）リスト。掲載者と取引した者も制裁対象（非米国企業・民も対象とするかはケースバイケース）。
 - ・ 取引禁止対象の DPL 掲載可能性もある。

■米国が危機感を抱く安全保障技術分野は、AI等の電子／情報通信・サイバー／宇宙・航空／潜水艦等

○AI兵器革命に対する危機感

- ・電子戦、サイバー戦、宇宙戦を制するのはAI兵器

○中国の「接近阻止・領域拒否戦略」による戦略兵器開発への危機感

- ・飽和攻撃（防御能力を超える一斉大量攻撃）には、米国も耐えられず。
- ・大量の無人自律ドローンの編隊／ステルス戦略爆撃機／長時間・静穏航行可能な潜水艦／対艦弾道ミサイル（ASBM）等 ⇒グアムキラー／空母キラー／イージスキラーに。

○ゲームチェンジャーとなり得る次世代戦略兵器への危機感

- ・極超音速飛翔体「星空2号」の実験成功—ミサイル防衛では迎撃困難（レールガンで対抗？）

■中国製造 2025 と軍民融合政策とは一体—巻き込まれるリスク増大

○中国製造 2025 には軍民融合政策の推進が明記

- ・重点分野の製品・技術は、AI兵器、先端兵器等への応用に直結。

○習近平主席が「中央軍民融合発展委員会」主任として、自ら推進

- ・2017年1月に習近平主席が設立して、自ら主任に就任。
- ・国家戦略化宣言「多分野にわたり高効率な軍民融合の発展を促進し、軍民一体化した国家戦略システムを構築していく」
- ・軍民融合産業発展基金も設立（2016年8月）

○「軍民融合発展法」制定間近

- ・第2回委員会で法制化意見採択（2018年10月）
- ・直接の用途・需要者が民生用途でも、AI兵器、先端兵器開発に強制転用される可能性

■米国は、多大なインパクトを及ぼす制裁・規制を相次いで実施

○中国中央軍事委員会装備発展部に制裁発動

- ・人民解放軍の軍備調達、研究開発、軍民融合の中核組織をSDN掲載。
- ・資産凍結、金融システム利用禁止、輸出ライセンス拒否／海外企業に対し同部との著しい取引禁止
- ・国内外からの装備調達が困難に一取引した軍需企業集団、軍事四証企業等も制裁可能に。

○米国政府機関に、中国企業製の通信・監視機器購入禁止／利用企業との取引禁止

- ・中国の通信・監視関連特定5社等の通信・監視関連機器・サービスの購入・利用禁止。
- ・上記機器・サービスを利用している企業との取引禁止—中国での外資企業も実質排除？

○「重大技術」「エマージングテクノロジー」の投資規制、輸出規制の実施

- ・重大技術27分野の投資規制を先行実施。
- ・輸出・投資規制対象のエマージングテクノロジーも近々公表見込み—国際レジームへの提案義務があり、日欧にも同調要請可能性大。
- ・エマージングテクノロジーの米国禁輸国（中国も含む）への輸出・再輸出等は許可要。

○中国政府・党の組織・幹部に対する規制、制裁の発動や準備

- ・選挙干渉、人権侵害等で制裁準備—中国の政府／党組織や幹部に対する制裁可能性大

- ・中国情報当局者を産業スパイで相次いで立件 当

■米国による国際サプライチェーンの見直しに向けた誘導・措置

- ナヴァロ補佐官ら政府高官によるサプライチェーン見直し誘導発言
 - ・ナヴァロ補佐官らは、広汎な制裁関税発動の目的は、企業の米国回帰、他地域のへのシフトとそれによる技術流出の阻止にある旨を指摘。「米国による経済的関与が中国の軍事力の源泉」との指摘も。
- ペンス副大統領演説での対中取引を見直すべきとの指摘
 - ・「巨大な国内市場の魅力を不当利用して、米国企業への影響力を強める措置」
 - ・「多くのビジネスリーダーが、先を考え中国市場に飛び込む前に、知的財産の供与、中国の圧迫への支援になるならば考え直すようになっている」「グーグルは中国向け検索エンジン中止を」
- 情報通信／国防産業のサプライチェーンにおける中国リスク報告書を発表
 - ・USCC、国防総省は、個別具体的な中国リスクを指摘し、その低減策の必要性を強調。
- 米国政府機関に、中国企業製の通信・監視機器・サービスの利用企業との取引禁止（国防権限法 2019）
 - ・中国にある外資企業は中国企業製の通信・監視機器を使うのが通常である可能性が高いため、米国政府機関との取引困難に。
 - ・取引禁止対象企業には、中国政府・党の「支配／関係」にある企業も含まれる可能性（党組織を設置した外資企業（＝支配下）、軍と取引のある外資企業（＝関係下））。
- 主要企業・研究所等に対する輸出・再輸出規制を実施
 - ・電子、航空宇宙関連の主要軍需企業集団傘下の 44 拠点を Entity List に追加指定し、従来の民生取引を実質禁止。
 - ・主要半導体企業の一角である JHICC（福建省晋華集成電路）も指定し、輸出・再輸出を実質禁止。産業スパイ容疑で台湾企業 UMC とともに起訴。

■米国は制裁不履行・違反には、同盟国企業・銀行であっても強力な制裁・規制を課す

- 欧州の銀行等にも制裁違反等で巨額の制裁金
 - ・イラン制裁に関して、英スタンダードチャータードに約 6 億ドル、仏最大手 BNP パリバには 89.7 億ドルの巨額の制裁金の例。邦銀も支払い事例。
- 日系企業も制裁・規制対象になった例あり
 - ・イラン向け規制法違反、キューバ制裁違反、EAR による再輸出規制違反・対象化等。
- 中国の企業、銀行は北朝鮮、イラン制裁履行との関係で以前から問題化
 - ・特に北朝鮮制裁違反では、中国企業を多数、国連＋米国制裁対象に。
 - ・中国の銀行に対しては、北朝鮮、イラン制裁履行関係で制裁対象検討の際に常に俎上に。

■米国から「背信行為／利敵行為」と受け止められたら制裁対象となりかねず、致命傷

- ナヴァロ補佐官は、中国の「接近阻止・領域拒否」戦略に資する汎用品移転を激烈に批判
 - ・ドイツからの潜水艦の長時間・静音航行に資する最高級ディーゼル、豪州からの双胴船。
 - ・「軍民両用詐欺」「鉄面皮」との指弾。

○トランプ大統領による独露間の海底パイプライン建設への強い批判

- ・「大金をロシアに払う連中をなぜ我々がロシアから守らねばならないのか？」「欧州全体の安全保障を弱体化させる」
- ・制裁示唆する報道も。

○米国から見て「背信行為／利敵行為」と映じられると思われる行為

- ・軍事バランスの中国優位化に資するハイテク製品・技術取引（AI兵器／接近阻止・領域拒否戦略に資する兵器／次世代戦略兵器等の開発促進に貢献する行為）
- ・軍民融合政策に著しく貢献する行為
- ・米国のハイテク技術覇権を大きく損なう行為
- ・人権侵害、「監視国家」化等に著しく資する行為
- ・北朝鮮制裁、イラン制裁、ロシア制裁の不履行とみなされる行為
- ・その他米国の対中戦略を著しく損うとみなされる行為

■米中緊張下で、難しい対応を迫られる可能性

○社内の既存の一部門だけで対応できるとは限らない

- ・規制や制裁の観点が多様化（兵器開発／人権侵害／選挙干渉／制裁違反者への制裁等）
- ・貿易・投資環境、サプライチェーンへの影響等の観点も関係。

○通常のコンプライアンスとも異なる

- ・米中共通の普遍的なルール（大量破壊兵器拡散防止等）に即したコンプライアンスでもない。

○米中緊張下で、踏み絵的対応を迫られることもあり得る

○知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易・市場歪曲化等に対しては、日米欧三極で共同対処することで合意

- ・9月下旬の三極貿易大臣会合、日米首脳会談の共同声明に反映。

○ともかく、安全保障面で日米の脅威となりかねないと受け止められる行為は、企業、大学の危機につながる

- ・一企業、一大学、一研究者の行為であっても、我が国全体に波及するおそれあり。